

税務キヤツチ・アップ

地方税関係

無償減資による欠損填補と法人住民税・均等割

はじめに

法人住民税の均等割（以下均等割という）は、所得の有無にかかわらずに、会社が事務所等を有することにより負担が生じ、その均等割額は、資本金等の金額の規模に応じた税率区分となっている。

平成27年税制改正では、無償増減資が行われた場合の取り扱いに改正が行われている。

本稿では、無償減資による欠損填補と均等割額への影響について考察する。

1 均等割の税率区分

均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額である。

したがって、株主から出資を受けた金額を基準とするため、無償減資による欠損填補が行われた場合には、法人税法上の資本金等の額に変動は生じないことから、従前において均等割額に影響はしなかった。

この点に関して、平成27年度税制改正では、無償増減資があった場合の調整が規定され、株主に対する払い戻しを伴わない無償減資による欠損填補の場合にも、減資後の資本金等の額による税率区分とされたため、均等割額の引き下げの可能性が生じることとなった。

2 無償増減資による資本金等の額の調整

平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、無償増資、無償減資による欠損填補を行った場合は、(1)もしくは(2)のいずれか大きい金額により均等割額を判定する。

(地方23 (292) ① 4 の 5)

- | | |
|---|----------------------------------|
| (1) 資本金等の額
+ <u>無償増資額</u> (注1)
- <u>無償減資による欠損填補額</u> (注2) | (2) 「資本金」 + 「資本準備金」
(会社法上の金額) |
|---|----------------------------------|

(注1) 無償増資：平成22年4月1日以後の利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資

(注2) 無償減資による欠損填補

- ① 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間の減資（金銭その他の資産を交付したもの（除く）による欠損の填補及び資本準備金の減少による資本の欠損の填補

- ② 平成18年5月1日以後の剰余金による損失の補填
この場合は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金としてから一年以内に損失補填した金額に限る。

3 実務上の留意点

(1) 過去の増減資の確認

平成27年4月1日以後の開始事業年度における均等割額は、平成13年以後の無償増資、減資

の有無を確認した上で、調整後の資本金等の額により、均等割額を算定することとなる。

また、調整後の資本金等の額は、会社法上の資本金及び資本準備金の合計額との比較を行う必要がある。

なお、資本金等の額から減算される欠損填補額における欠損は、会社法（会計）上の繰越利益剰余金の欠損とされるため、法人税法上の繰越欠損金ではないことに留意する。

(2) 法人住民税申告の添付書類

無償増減資による資本金等の額の調整がある場合には、その事実を確認できる書類を法人住民税の申告の際に提出する。

無償減資による欠損填補の場合の添付書類は、法人税の明細書（別表5(1)）、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書である。

(3) 会社法の手続と商業登記

無償の減資についても、会社の利害関係者に影響を与えるため、会社法に則った次に掲げる手続が必要となる。

- ① 株主総会の決議
② 債権者保護手続（官報公告、債権者に対する催告）
③ 資本金の額の変更登記

（右山研究グループ
税理士 北川 裕之）